

令和6年度保育施設入所選考基準表

○基礎指数

分類	保育の必要性の事由 (保護者の状況)	細 目	基準点数		実施期間		
			母親	父親			
1	就労 (月13日以上かつ1日4時間以上)	居宅外の就労 居宅内の就労 居宅外の自営 居宅内の自営 (自営中心者)	月当たり160時間以上の就労を常態	30	30	最長就学前まで	
			月当たり140時間以上160時間未満の就労を常態	29	29		
			月当たり128時間以上140時間未満の就労を常態	28	28		
			月当たり120時間以上128時間未満の就労を常態	27	27		
			月当たり112時間以上120時間未満の就労を常態	26	26		
			月当たり96時間以上112時間未満の就労を常態	25	25		
			月当たり80時間以上96時間未満の就労を常態	24	24		
			月当たり64時間以上80時間未満の就労を常態	23	23		
			月当たり52時間以上64時間未満の就労を常態	22	22		
			月当たり160時間以上の就労を常態	28	28		最長就学前まで
	月当たり140時間以上160時間未満の就労を常態	27	27				
	月当たり128時間以上140時間未満の就労を常態	26	26				
	月当たり120時間以上128時間未満の就労を常態	25	25				
	月当たり112時間以上120時間未満の就労を常態	24	24				
	月当たり96時間以上112時間未満の就労を常態	23	23				
	月当たり80時間以上96時間未満の就労を常態	22	22				
	月当たり64時間以上80時間未満の就労を常態	21	21				
	月当たり52時間以上64時間未満の就労を常態	20	20				
	就労内定	就労内定	月当たり160時間以上の就労を常態	24	24	最長就学前まで	
			月当たり140時間以上160時間未満の就労を常態	23	23		
月当たり128時間以上140時間未満の就労を常態			22	22			
月当たり120時間以上128時間未満の就労を常態			21	21			
月当たり112時間以上120時間未満の就労を常態			20	20			
月当たり96時間以上112時間未満の就労を常態			19	19			
月当たり80時間以上96時間未満の就労を常態			18	18			
月当たり64時間以上80時間未満の就労を常態			17	17			
月当たり52時間以上64時間未満の就労を常態			16	16			
内職			内職	月当たり80時間以上の就労を常態	14		14
	月当たり52時間以上80時間未満の就労を常態	12		12			
2	妊娠・出産	出産月の前後2ヶ月の5ヶ月で休養を要するために保育できない場合	24	—	5か月以内		
3	保護者の 疾病・障 がい	疾病	1ヶ月以上の長期入院 (予定も含む)	30	30	最長就学前まで	
			児童の保育が不可能な状況	30	30		
			児童の保育が困難な状況	26	26		
			児童の保育が部分的に困難な状況	22	22		
	障がい	障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳(A)、A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者	30	30		
			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級所持者	26	26		
			身体障害者手帳4級、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級所持者	22	22		
4	同居親族 等の介護 ・看護	居室または訪問介護	臥床者・重度心身障がい者の常時介護	30	30	最長就学前まで	
			居宅内で介護している	分類1 (自営中心者) に準ずる			
			訪問して介護している	分類1 (居宅外) に準ずる			
			通所・入院付き添い	月20日以上20日未満の病院・施設の通所・入院付き添い	26		26
			月16日以上20日未満の病院・施設の通所・入院付き添い	24	24		
月13日以上16日未満の病院・施設の通所・入院付き添い	22	22					
5	求職活動	分類1、分類4及び 分類6のうち、基準 を満たさないもの	求職活動を継続	10	10	3か月	
			1日4時間以上の就 労を月13日以上し ていない場合	居宅内外の就労	14		14
				居宅外の自営			
				居宅内の自営 (自営中心者)	12		12
				居宅内の自営 (自営協力者)			
				居宅内の就労 (内職等)	10		10
				就労内定 (内職等は除く)	12		12
同居親族等の介護・看護	分類4の基礎指数に該当しない介護・看護	14	14				
就学・職業訓練	分類6の基礎指数に該当しない就学・職業訓練	10	10				
6	就学・職業訓練	既に通学・就業訓練を常態	分類1 (居宅外) 就労に準ずる		最長就学前まで		
			就学・職業訓練が内定している場合	分類1 (就労内定) に準ずる			
			通信教育の就学を常態	分類1 (内職) に準ずる			
7	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合	30	30	最長就学前まで		
8	虐待やDV	保育が必要な状態であると認める場合	30	30			
9	その他市長が認める場合	両親不在	30	30			
		死別、離別、行方不明等	30	30			
		上記以外で明らかに保育が必要な状態であると認める場合	分類1に準ずる				

※ 入所申込締切日までに必要とする書類が提出されない場合、求職活動に準ずる。

○調整指数

調整事由	細目	調整点
家庭状況	同居の65歳未満の祖父母がおり、かつ、祖父母の就労証明書等の提出がない場合	-1
	母子世帯・父子世帯またはこれに準ずる世帯	18
	母子世帯・父子世帯またはこれに準ずる世帯（祖父母同居）	13
	生活保護法適用世帯（就労により自立支援につながる場合）	10
	申請児童の保護者が就労しており、かつ、身体・精神障がい者手帳又は療育手帳を所持している場合（身体4級以上、精神3級以上、療育C以上）	1
	同居の家族（申請児童及び保護者除く）が身体・精神障がい者手帳又は療育手帳を所持している場合（身体4級以上、精神3級以上、療育C以上）	1
	父または母が単身赴任中の場合	1
	保育料（放課後児童保育室は除く）を3ヶ月以上滞納している	-5
児童の 保育状態	産後休業・育児休業期間明け（就業規則上の規定がある場合のみ。転園を除く）	4
	認可保育施設の一時保育を週3日利用している又は認可外保育施設等に有償で、週3日預けている	2
	認可外保育施設等に有償で、週4日以上預けている（親族、友人等は除く）	4
	他市への委託継続不可（他市の規定による場合のみ）	5
	認可外保育施設等（事業所内保育事業（従業員枠）を含む）に有償で、週4日以上の利用を6ヶ月以上継続しており、かつ、入所希望月以降利用不可の場合	6
	地域型保育事業所（小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（地域枠のみ））及び2歳児クラスまでしか受入れのない保育所を卒園する場合	60
その他の 特別な事情	多子加算（世帯中の就学前児童の数が2人⇒申請児童全員に3点 ※保育施設在園かどうかは問わない）	3
	多子加算（世帯中の就学前児童の数が3人以上⇒申請児童全員に4点 ※保育施設在園かどうかは問わない）	4
	多胎児加算（当該児童の同時申請に限る。転園は除く。）	1
	申請児童が身体・精神障がい者手帳又は療育手帳を所持している場合（身体4級以上、精神3級以上、療育C以上）	2
	保護者が市内認可保育施設の保育士として、月20日以上1日6時間以上の就労（内定含む）をしており、1年以上の就労継続に同意（転園を除く）※1	50
	保護者が市内認可保育施設の保育士として、月20日未満1日6時間未満の就労（内定含む）をしており、1年以上の就労継続に同意（転園を除く）※1	25
	保育施設の入所内定を辞退（内定辞退した月の属する年度内において有効）（5月入所から適用）	-5
	入所した当該年度内の転園希望（希望園に世帯中の他の児童が在園している場合を除く）	-5
	市外在住で、父母いずれの勤務地も市外の方（入所月までに転入する方を除く）	-10
	児童相談所からの児童福祉法に規定する通知の提出があり、保育が必要と判断した場合	3
保育施設入所保留希望申立書により、指数の減算を希望している。	-200	
緊急に保育の必要性があると市長が認める場合	状況確認して考慮	

※ 「家庭状況」及び「児童の保育状態」の項目内で、複数該当する場合、最も高い点数の1項目のみ加点とする（減点は除く）。

※1 保育士就労継続同意書の提出を要する。認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所をいう。
令和6年度までの調整指数として実施予定。公立保育園の正規職員は対象外とする。

令和6年度利用調整 保育指数算定表

	基礎指数		調整指数			合計 (保育指数)
	父	母	家庭状況	児童の 保育状態	その他の 特別な事情	
当初						
/						
/						

同一指数の場合の判定基準

優先順位	項目
1	保育指数のうち、調整指数を除いた基礎指数の高い世帯
2	保護者の基礎指数の分類のうち、以下の順に優先する (1)虐待やDV・その他 (2)災害復旧 (3)疾病・障がい (4)就労（居宅内外の就労・居宅外の自営・居宅内の自営（自営中心者）） (5)就労（居宅内の自営（自営協力者）） (6)介護・看護 (7)妊娠・出産 (8)就労（内定） (9)就学・職業訓練（内定含む） (10)基準を満たさない就労・介護・看護 (11)求職活動・基準未満の就学・職業訓練
3	保育施設の希望順位が高い児童 第1希望>第2希望>第3希望>第4希望>第5希望以降順に優先する
4	兄弟姉妹が現に利用している保育施設と同一の保育施設への入所を希望する児童
5	滞納（保育料）の無い世帯
6	令和5年度の保護者の市区町村民税所得割額（住宅ローン控除、寄付金控除を除く）の合計額が低い世帯 ※同額の場合、収入の低い世帯を優先することとする。

※市外からの申請者（利用開始日までに転入する予定のものを除く）については、市内の申請者を優先に選考し、年度当初から当分の間、年齢ごとに、各年齢の定員数が残り2名に達するまでの範囲で利用調整の上、受け入れる。